



運動会(10月17日) めその保育園

11月のカレンダー(予定)

1月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 2月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 3月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 4月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 5月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 6月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 7月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 8月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 9月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 10月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 11月	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体) 〈美濃山コミュニティセンター〉13時~15時 12月
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

今月の
主な内容

- 自治会活動に参加しよう、住宅用太陽光発電設置費の助成 2面
- 年末調整説明会、市税は納期限内に納付を、国民健康保険料の減免 3面
- インフルエンザ予防接種、バス・エコファミリー 4面
- 子育て特集(児童虐待防止推進月間、子育てすくすく) 5面

- 情報ひろば、あなたも一言、市民ギャラリー 8・7面
- 年金、相談、短信、生活、図書館 8・9面
- 保健医療(健康診査・健康相談・予防接種ほか) 10・11面
- まちの話題(障がい者スポーツ大会・歯のひろば・稲刈りほか) 12面

自治会活動に参加しよう

住みよい地域をつくるためには、行政だけでなく地域に住む一人でも多くの皆さんの協力が必要です。人と人とのつながりを強め、広げる自治会に加入し、活動に参加しましょう。



昨年の安全・安心のまちづくりパレードに参加した自治会の皆さん(八幡地区)。今年11月26日(祝)有都小で開催予定

助け合い住みよい地域づくり

自治会は、地域に住む住民が仲良く助け合って暮らしていることと自主的に組織された住民組織です。日常的な親睦や交流を通じて連帯感を培い、ごみ処理、交通安全、青少年の非行防止、高齢者の生きがい、道路・公園の環境整備、防火、防犯など、住んでいくからこその感じる不満や不便を地域の課題として、力を合わせ解決に向けて取り組んでいます。また地域での日ごろのつながりは万一の災害時、大きな力となります。

自治会は生活をする上で必要不可欠なもの。向こう三軒両隣の身近な付き合いから地域へ、つながりを広げていけるよう、自治会活動に参加してください。市内には49の自治会・町内会があります。これらで構成された自治連合会は

はじめの72時間

地震などが発生すると、はじめの72時間が極めて重要です。情報手段が寸断され、救急車もパトカーもこないことが考えられます。手探りの状態で自分自身を守らなければなりません。ましてや障がいのある人の負担は計りれません。「向こう三軒両隣」、地域の連携が最も力を発揮してくれます。万が一の危機に備えて、市は万全の対策を講じ、今後とも何度も点検を繰り返します。しかし被害が広がれば

なるほど、公助は頼りにならないといわれています。各家庭と地域で再度、点検をお願いします。

おかしいなと思ったら

先月、「だまされない消費者」をテーマに生活情報センター落語会を開催しました。私自身も過去に何度もだまされたことがあります。だます人は身なりも整え、やさしい言葉、巧みな話術で接してきます。自分のことは、自分で守るという意識を持っていただき、十分な注意をお願いします。「おかしいな」と思ったらすぐに関係機関へ相談ください。

「自助・共助・公助」を理念に、自主防災組織や地域福祉委員会の活動促進、未組織地域の自治会設立や加入促進に向けて啓発などに取り組んでいます。

◆加入手続き
加入手続きは、自治会役員またはお近くの加入者にお尋ねください。お住まいの地域の自治会が分からない人は市役所の秘書広報課にお問い合わせください。

市民委員を募集します

福祉有償運送運営協議会

市は、八幡市福祉有償運送運営協議会の市民委員を募集します。

同協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対価、その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項などについて協議します。また運送者に必要な指導・助言を行います。



福祉有償運送

募集人数 1人
▽応募方法 「福祉有償運送が担っているもの・意義について」をテーマにした小論文(400字詰め原稿用紙2枚程度)に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、福祉総務課(〒614-8501)市役所に提出してください。

住宅用太陽光発電 設置費を助成します



国の補助を受けて自らが居住する住宅に太陽光発電システムを設置した人、または同システムを設置した

新築住宅を購入した人を対象に、市は設置費の一部を助成します。

▷対象 市内に住所のある人
▷補助要件 今年4月1日以降に、国の補助(住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金)の交付額確定を受けた人
▷補助金額 太陽光発電システムの最大出力1戸当たり3万円(上限10万円)
▷申請に必要なもの 申請書、住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書、市税の納税証明書、太陽光発電システム設置の領収書の写し、設置状況を示す写真
※申請書には、国の補助金交付決定番号を記入してください。申請書はホームページからダウンロードできます。

◆問い合わせ 環境保全課

補助要件の「平成22年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の申し込みは12月24日まで。
◆詳しくは府地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議) ☎211-8895へ。

保険料は 安全・確実・便利な 口座振替を

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料のお支払いは、便利な口座振替をご利用してください。

口座振替の手続きは、市役所近くの金融機関の窓口でお申し込みください。ただし保険料を年金から天引き(特別徴収)されている人は、天引きが優先されます。

◆問い合わせ 保険料収納課

新しい地元特産品 優秀作品が生まれる

市商工会は10月19日、募集していた新しい八幡の特産品として応募しました。いずれも再任となります。また市は同日、平成21年度一般会計、7件の特別会計、水道事業会計の計9件の決算認定と平成21年度健全化判断比率等についての報告などを提出しました。

第3回市議会定例会 3委員の再任に同意

平成22年八幡市議会第3回定例会最終日の9月29日、市議会は市が提出した任期満了に伴う委員人事案

た。各決算は決算特別委員会で審査されます。委員人事案は、次のとおり(順不同・敬称略)です。

▽監査委員 北村浩一、代教育委員 奥村隆一、公平委員 会委員 石野

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

	22年1月~9月累計 ()内9月分	昨年同期累計
火災出動	14件 (1件)	15件
火災以外の出動	124件 (17件)	137件
救急出動	2575件 (283件)	2432件
搬送人員	2387人 (255人)	2276人

◆問い合わせ 市商工会 ☎981-0234

宇治税務署からのお知らせ

☎0774-44-4141

年末調整説明会

開催日	開催時間	会場
11月25日(木)	午前10時～正午	宇治市文化センター・小ホール (宇治市折居台1-1)
	午後2時～4時	
11月26日(金)	午後2時～4時	木津川市中央交流会館「いづみホール」 (木津川市木津宮ノ内92)
11月30日(火)	午後2時～4時	京田辺市立中央公民館 (京田辺市田辺丸山214)

※各会場とも駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用のうえお越しください。

～相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について～

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。この取り扱いの変更により、所得税の

還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。最寄りの税務署に問い合わせください。

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第4期分)の納期限は11月30日です。

市税は、市民の暮らしやまちづくりのため、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための重要な財源です。市税は納期限までに取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

※京都地方税機構は、府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

11月19日までに口座振替

の手続きをされると、12月が納期の市・府民税(第4期分)から振替(払込)を続された場合は、全税目とも来年度分から振替となります。なお振替は各納税義務者の税目単位で行いますが、軽自動車税は、一人で軽自動車を複数所有されている場合、すべてを振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または市役所の納税課でお願いします。問い合わせ 納税課

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
▽平成25年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④までの工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、「熱損失防止改修工事」の門用の合計が30万円以上であること。

①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事
【減額の期間と範囲】
改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額(12㎡相当分まで)の3分の1を減額。
【手続き】
改修工完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。
* * *
新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修とバリアフリー改修を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます(それぞれ申請が必要)。
◆問い合わせ 資産税課

国民健康保険料の減免

国民健康保険(国保)料は、前年の所得や世帯の人数などによって算出されます。この保険料については、納付が困難な加入者を対象とする減免制度があります。

今年度、非自発的失業者に対する減免が創設されました。また非自発的失業者以外の失業者でも、平成22年4月1日以降に雇用保険基本手当を受給する加入者や、前年と比較して所得が大幅に減少した加入者など、一定の要件に該当すれば保険料の減免が受けられる場合があります。

【減免される要件】
①平成21年3月31日以降に失業②離職時点で65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を基礎とした減額が行われます。
【軽減例】
(例)平成21年3月31日

【特定受給資格者・特定理由離職者】
業した人：離職日翌日の属する月から平成23年度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減
(例)平成22年3月31日から23年3月30日まで失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減
【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード(表))を確認します。

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

非自発的失業者に対する減免

非自発的失業者に対する減免

会社の倒産や解雇等による

▽要件 ①平成21年3月31日以降に失業②離職時点で65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を基礎とした減額が行われます。
【軽減例】
(例)平成21年3月31日

特定受給資格者または特定理由離職者となる離職者コード番号

離職理由コード	内容
11	解雇(コード50の重畳解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

◆問い合わせ 国保医療課

やわたで見たままで

◆問い合わせ 秘書広報課

納付書と納付通知書をまとめて送付してください。また、市・府民税、固定資産税の納付書につきましては、コンビニエンスストアでの収納方式に合わせるため、4枚とも切り離した形で送付させていただきます。なお国民健康保険料の納付書と納付通知書をまとめて送付してください。